議事日程第４号

令和７年３月19日（水曜日）　　午前10時00分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　委員長報告　１件

（１）名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）問題対策特別委員会中間報告書

日程第３　追加議案の上程及び提案理由の説明　３件

議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について

議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号　工事請負契約の締結について

日程第４　付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決　８件

民生文教常任委員会付託事件　３件

議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件　５件

議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算について

議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書

日程第５　議案の審議及び採決　17件

議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第16号　御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号　御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号　御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号　御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号　御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号　御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号　御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号　財産の取得について

議案第24号　債権の放棄について

議案第25号　指定管理者の指定について

議案第26号　御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第27号　御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について

議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号　工事請負契約の締結について

発議第２号　御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出 席 議 員　（１２名）

議長　大　沢　まり子	１番　鈴　木　篤　志	２番　広　川　大　介
３番　山　田　　徹	５番　可　児　さとみ	６番　鈴　木　秀　和
７番　清　水　亮　太	８番　奥　村　　悟	９番　伏　屋　光　幸
10番　高　山　由　行	11番　岡　本　隆　子	12番　谷　口　鈴　男

欠 席 議 員　（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺幸伸	副町長	筒井幹次
教育長	奥村恒也	総務部長	各務元規
企画部長	田中克典	民生部長	中村治彦
建設部長	早川　均	教育参事兼学校教育課長	髙木雅春
総務課長	土谷浩輝	企画課長	山田敏寛
まちづくり課長	荻曽弘太郎	税務課長	丸山浩史
住民環境課長	金子文仁	保険長寿課長	大久保嘉博
福祉子ども課長	古川　孝	農林課長	渡辺一直
上下水道課長	可児英治	建設課長	石原昭治
亜炭鉱廃坑対策室長	木村公彦	会計管理者	塚本政文
生涯学習課長	日比野克彦		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野浩士	議会事務局書記	井戸芳枝

午前10時00分　開議

開議の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、岐阜新聞社様、中日新聞社様、中京テレビ放送様、ＣＢＣテレビ放送様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、７番　清水亮太さん、８番　奥村悟さんの２名をお願いいたします。

委員長報告

議長（大沢まり子さん）

日程第２、委員長報告を行います。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）問題対策特別委員会から議長に委員長報告がありました。これを議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）問題対策特別委員会から議長宛てに提出をされました委員長報告について、当該委員長から報告していただき質疑を行います。

なお、報告書の写しを配信してありますので御覧ください。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）問題対策特別委員会委員長に報告を求めます。

名鉄広見線問題対策特別委員会委員長　山田徹さん。

名鉄広見線問題対策特別委員会委員長（山田　徹さん）

おはようございます。

委員長報告つづりの１ページをお開きください。

それでは読み上げます。

令和７年３月19日、御嵩町議会議長　大沢まり子様。名鉄広見線問題対策特別委員会委員長　山田徹。

名鉄広見線（新可児～御嵩駅間）問題対策特別委員会中間報告書。

本委員会に関係する事件に関し、これまで行ってきた調査・研究について、下記のとおり中間報告をします。

１．経過、令和７年１月24日に第１回の委員会を開催したのをはじめ、４回の委員会と２回の協議会や専門家を招いての勉強会を開催し、名鉄広見線問題に対する課題及び対策について調査・研究を行ってまいりました。

２．中間報告、名鉄広見線については存続方針を目標に模索する視点から、委員会として町執行部に対し下記の６項目について提案をし、今後も継続的に協議検証し、あらゆる手段を通じて存続に向けた対策を講じていただく旨を申し上げます。

(1)御嵩町の目指すべきまちづくりのための公共交通の在り方を考え、路線維持に限らず持続可能な移動手段のサービス運営を主体的に図る。

(2)単なる路線維持ではなく、将来の地域づくりに多様な付加価値を生む可能性を含めた投資的な事業を展開する。

(3)路線存続に関しては、現時点で考えられる方式のほかにも将来につながる運営方式を探る。

(4)路線存続を進めるに当たり、関係する自治体や機関、事業者との負担金及び補助金等の応分負担について継続的に協議交渉する。

(5)町の財政運営について、路線維持にかかる将来支出の影響を検証するとともに歳入増加を図るための多様なプロジェクトを長期的に試みる。

(6)名鉄広見線問題は単に当該区間（新可児～御嵩駅間）だけでなく、地方広域的交通網への課題と捉えて対処する。

特に、現在の名鉄広見線存廃の判断期限を本年６月までとされる中で、将来を見越した判断材料が時間的かつ資料的にも限られたものとなるため、これまでの住民や関係者の意向を反映して意見集約を行い、今後の対応を検討し方向性を見いだしていただきたい。

また、当委員会としても、今後のまちづくりに係る公共交通の姿について各方面の意見等を参考にして、この問題に対しては慎重かつ迅速に調査・研究を継続していきたい。以上であります。

議長（大沢まり子さん）

ただいま、名鉄広見線問題対策特別委員会委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第３、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第29号から議案第31号までを一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号　工事請負契約の締結について、以上３件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長　土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、追加議案、議案第29号、30号、31号について一括で説明をさせていただきます。

初めに、議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの、一般会計補正予算（第11号）、２ページをお願いいたします。

第１条第１項におきまして、歳入歳出予算の総額に9,727万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を112億1,900万5,000円とする旨規定しています。

第２条では繰越明許費の補正、第３条では債務負担行為の補正、第４条では地方債の補正について規定しております。

まず、繰越明許費の補正について説明いたしますので、４ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費補正です。

追加２件になります。

１件目、款09消防費、項01消防費の地域防災緊急整備事業3,172万1,000円は、国の新しい地

方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）事業を実施するに当たり、事業の開始が令和７年３月となるため予算を計上し繰越しを行うものです。

２件目、款09消防費、項01消防費の消防指令車購入事業698万5,000円は、消防指令車の納車が年度をまたぐこととなったため繰越しを行うものです。

続いて、債務負担行為補正の説明をいたしますので、５ページをお願いいたします。

第３表　債務負担行為補正です。

廃止１件になります。

災害対応多機能車両購入業務です。令和６年度補正予算（第６号）で債務負担行為補正を設定しましたが、今回の11号補正において歳出予算を計上し、繰越明許費を設定させていただくため廃止いたします。

６ページをお願いいたします。

第４表　地方債補正です。

追加１件です。

災害対応多機能車購入事業に充てさせていただくため、起債限度額600万円としています。

次に、歳入歳出について御説明いたします。９ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

款15国庫支出金、目06消防費国庫補助金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金の事業として、避難所での生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材を整備するため、1,416万円の増額。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴い１億1,743万9,000円減額いたします。

款22町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

続いて歳出の説明をいたしますので、10ページをお願いいたします。

上の表、款09消防費、目04防災費は、今回の交付金事業に伴う歳出になります。

まず節10、380万6,000円はパーティションやエアベッドの消耗品を購入いたします。

節11役務費６万1,000円と節26公課費３万3,000円は、災害対応多機能車の購入にかかる各種経費になります。

節14工事請負費35万円は、避難所となる体育館へのスポットクーラー設置に伴う工事費。

節17備品購入費2,747万1,000円は、災害対応多機能車や炊き出し資材、スポットクーラーなど備品を購入させていただきます。

下の表、款10教育費、目01学校管理費１億2,900万円は、伏見小学校大規模改造工事の令和６年度の工事出来高の見込みにより減額させていただくものです。

次のページ、11ページには、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

続いて、議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

追加議案つづりは４ページからになりますが、資料にて御説明いたしますので追加議案資料つづりの３ページを御覧ください。

改正趣旨は、令和７年度の組織改正を行うに当たり、所要の規定の整備を行うため、御嵩町内部組織設置条例の一部を改正するものです。

概要でございますが、第２条関係の各部の事務分掌の改正としまして、企画部にありました庁舎整備に関することを総務部に移管することに伴い事務の移管を行うものです。

施行日は令和７年４月１日です。

以上で、議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

最後に、議案第31号　工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

追加議案つづりの６ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものです。

１．契約の目的は、可茂消防事務組合御嵩分署、亜炭鉱廃坑防災工事です。

２．契約の方法は条件付一般競争入札です。

３．契約金額は１億1,627万円です。

４．契約の相手方は、飛島建設株式会社岐阜営業所です。

続きまして、追加議案資料つづりの７ページをお願いいたします。

工事請負仮契約書の写しを添付しております。

工期は、令和８年１月30日までとしております。令和７年３月14日付で仮契約をしております。

８ページには入札執行一覧表を載せております。

続いて９ページをお願いいたします。

亜炭鉱廃坑防災工事の工事対象区域を示した図面を掲載しております。

御嵩町中地内、可茂消防事務組合御嵩分署予定地です。

右上の枠内を御覧ください。

工事対象区域の面積は1,509平方メートルで、その他工事概要は枠内に各工種の数量等を掲載してありますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第29号、30号、31号の３件についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第４、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第４号から議案第９号までと議案第15号、請願第１号の計８件を一括議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました８件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、審議及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上３件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長　谷口鈴男さん。

民生文教常任委員会委員長（谷口鈴男さん）

それでは、御報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和７年３月13日、御嵩町議会議長　大沢まり子様。民生文教常任委員会委員長　谷口鈴男。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和７年３月６日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

審査実施日、令和７年３月12日水曜日。

審査事件名、議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くものではなく、広く

客観的かつ住民全体の立場に立った公平なものなのか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金など算定が的確になされ財源が確保されているかなど主眼に置いて審査をいたしました。

なお、主な質疑は以下のとおりでありますので、お目通しをください。

審査の結果、議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子さん）

議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５号　令和７年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第５号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第６号　令和７年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第６号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第７号　令和７年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第７号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算について、議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書、以上５件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長　奥村悟さん。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村　悟さん）

それでは、報告をさせていただきます。

初めに、総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書を御覧ください。

令和７年３月14日、御嵩町議会議長　大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長　奥村悟。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和７年３月６日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

１．審査実施日、令和７年３月14日金曜日。

２．審査事件名、議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算について、議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

３．審査の経過、予算（議案第４号、議案第８号、議案第９号）の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査しました。

議案第15号の審査に当たっては、条例の規定が適切であるかを主眼に置いて審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりですので、お目通しください。

４．審査の結果、議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、令和７年３月13日付で、令和７年度一般会計予算のうち民生文教常任委員会が所管する部分の報告書が提出されておりますので、お目通しを願いたいと思います。

続きまして、請願審査報告書を御覧ください。

令和７年３月14日。御嵩町議会議長　大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長　奥村悟。

請願審査報告書。

令和７年２月26日に本委員会に付託された請願について、御嵩町議会会議規則第94条第１項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

１．審査実施日、令和７年３月14日金曜日。

２．審査事件名、請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書。

３．審査の経過、紹介議員への質疑を行い、採決しました。

４．審査の結果、請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書については、全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子さん）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子さん）

議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４号　令和７年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第４号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第８号　令和７年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９号　令和７年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第９号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号　御嵩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につい

て採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

７番　清水亮太さん。

７番（清水亮太さん）

では、２点質問をさせていただきます。

この請願について、総務委員会で財政上どういった質疑、あるいは議論がなされたのか、これが１点目。

２点目、総務委員会として財政上大丈夫だと判断してこの請願が可決されたものなのかどうか、そこは確認が取れているのかどうかをお聞きします。

議長（大沢まり子さん）

総務建設産業常任委員会委員長　奥村悟さん。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村　悟さん）

それでは、清水議員の質問にお答えをいたします。

２点については一応審議の中で進めておりますが、紹介議員の質疑を行いながら採決しましたので、説明をさせていただきます。

請願の採択に当たって、願意が妥当であるか、実現の可能性があるかを判断し審査に当たりました。特に実現の可能性は、緊急性や重要性及び財政事情などから見て実現の可能性があることが重要で、これを踏まえて慎重に行いました。

まず、請願内容に賛意を表し紹介議員となられた３人の方から質疑を行いました。法令上あるいは公益上の見地から見て合理的なものであるかの願意の妥当性について紹介議員に質問し、紹介議員からは議会の意思として、この請願に対する思いを名鉄広見線の存続に向けて議会の意思を固めて働きかけてくださいという願意であると答えていただきました。

委員からは請願趣旨の末尾に、また署名簿にも、町と共に知恵と工夫を凝らしながら、鉄道

利用客の増加と魅力あるまちづくりに取り組んでいく所存ですと書いておられますが、紹介議員になるときに、この内容について、請願者としてこう取り組んでいく用意があるといったことは聞かれていますかという質問に対して、紹介議員からは、商工会や名鉄広見線を守ろう会の方々が今までの活動ももちろんですが、利用促進とか、商工会については町の活性化というところで協力いただける意欲をこの文章で感じましたので、期待して一緒にやっていけるのではないかと考えているという答えでありました。

他の紹介議員からは、財政の問題を抱えていることも理解を示していただいており、今後名鉄存続にお金をかけていくことに対して、ある一定の責任感を持った発言をしていただいていることに強く賛同しています。

また、ほかの紹介議員からは、議会に名鉄問題の特別委員会があることを請願者の方たちも分かっている上で請願を出されている。その上で前向きに検討していかなければならないし、具体的な中身についても、これからやっていかなければならないことだと理解していますという答えでありました。

ほかの委員から、請願の趣旨に財政のことが１か所書いてあり、財政運営に大きく関与することは理解していますがというところですが、財政のことについてどの程度理解しておられるのか、紹介議員としてそのことを聞かれておられますかという質問に、紹介議員からは、請願書の中に財政のことが書いてあることは理解していただいている上での請願ですので、そこについては一定の理解なり覚悟なりというのをしていただいていると思っています。その上で受け止めています。

紹介議員ですけれども、私たちとしては賛同するのであれば責任を取らなければいけないわけで、それをどうやって取るかを考えたとき、支出が増える部分に対してどこかを減らさなければいけないということが今後起きてくる。あるいは収入を別の形で増やさなければいけないということも起きてくる。減らさなければいけないところは、私たちが減らされる部分に対して、町民の皆様に議員の立場で名鉄を残していくため減らさなければいけないですよという理解を求めていく、責任を持ってやっていかなければいけないことだと思います。名鉄を残すための収入を増やす、町の歳入を増やすことも併せて取り組んでいきたいと思っているという答えでありました。

さらに委員から、本請願を関係機関、名鉄、国、県、可児市及び八百津町に伝えてくださいという請願事項があるが、ただ口頭で伝えればいいという話なのか。本趣旨としては、可児市とかその関係機関へ請願なり陳情を出すというのが本意ではないかと思うが、そのことは何か聞いていますかの質問に対して、紹介議員から、これだけ多くの署名が集まりましたということを可児市、八百津町、関係機関にぜひ伝えていただくことで、御嵩町としてはこれだけ多く

の人が存続を求めているということを見てもらいたい。それを知らせることで、今後の話合いだったり、行動だったり、何か希望が持て変わってくることを期待して要望していただきたいということだと思います。請願を採択した結果、こうなりますよということを議長名で関係機関にお渡しするもので完結するものと思っていますという答えでありました。

以上が紹介議員３名の方との質疑の内容であります。

この質疑を踏まえて討論を行い、反対の立場、不採択の意見はありませんでしたので採決に入り、賛成全員により採択をされております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

７番　清水亮太さん。

７番（清水亮太さん）

思いを統一させることが目的の可決だというような受け止め方を今私はしたんですけど、取りあえず、財政上大丈夫かというところまでは確認できていないということでよろしいですよね。

議長（大沢まり子さん）

委員長　奥村悟さん。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村　悟さん）

そこまでの確認には至っておりません。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑がございますか。

〔挙手する者あり〕

12番　谷口鈴男さん。

１２番（谷口鈴男さん）

請願の性格について委員長に確認をしておきたいと思いますが、今回議会に提出された請願につきましては、請願項目として２項目にわたっております。

先ほどの委員長報告の中では、特に２つ目の本請願を関係機関に伝えてください。これは議長名でというような表現がございましたけれども、本来請願というのは、１つの請願で１項目が基本原則でありますので、議会として今後の取扱いについては、改めて協議が必要であるかと思いますが、私、これを相談を受けたときに、特に本請願の請願趣旨等については、名鉄の特別検討委員会、それから各市町村については、これは、八百津町、可児市、御嵩町という３つの自治体の協議体になっておりますので、当然その協議体の中でこういう請願が出た、また

取り扱ったというような内容については当然話題が出ますので、その意味では今回の請願については、この取扱いについては２項目という状況とはちょっと異質で、あくまでも今回の請願の趣旨は存続を求めますと、そこに集約すべき内容であるということでこの請願についての取扱いについては賛成をしてきた経緯がございます。

ただ１点だけ、先ほど申しましたように、請願項目の２つをという取扱いについては、これはまだ実は議会としては協議しておりませんので、委員会としてその辺のところを、先ほど少しは委員長触れられたかと思いますが、その取扱いについて、今後議会としてきちっと対応していく方向での協議というのはなされておったかどうか、その確認だけですので。

議長（大沢まり子さん）

委員長　奥村悟さん。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村　悟さん）

そのことについては、委員、それから紹介議員とも議論を深めたわけですけれども、最後に申しましたように、１人の紹介議員の方が、議長名で関係機関にお渡しするものということで、これ文書になろうかと思いますが、こういった形で出していくということですけれども、やはり２項目にわたっておるんですけれども、本来その請願者の意図を十分酌んで、やはり名鉄問題については御嵩町だけで解決する問題じゃございませんので、先ほど言いましたような、名鉄であったり、国であったり、可児市、近隣の市町についても広く関わっていただければならないことでありますから、やっぱりその請願者の意図を酌みまして、議長名で何らかの形で報告するということで一応は委員会としてはまとめております。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

７番　清水亮太さん。

７番（清水亮太さん）

私は、この請願を採択することについて反対の立場で討論させていただきます。私は反対と今言いましたけど、名鉄を残すことについて私も同じ思いではあります。現状を賛成できないという立場でございます。

先ほど質疑でもお聞きしたんですけど、財政上の確認がまだ取れていない状態で、私はこの請願を採択することは少し私の信条に反することですので、その点を反対させていただきます。当然、思いというのは受け止めたいと私も思っておりますし、同じ気持ちではいると思います。

ただ、やはりこの請願、名鉄を残すことについて反対されている方も大勢いらっしゃるということを私も確認できています。名鉄にお支払いする、提示されている金額を払うくらいならほかのことに使ってほしい、子供たちに直接使ってほしい、そういった声も当然あります。それについて、今私はこの請願を通すことでその方々に対して説明することが、今の現状では私ではできません。その確認が取れていないので、私はこの請願について現状賛成できる立場ではありません。

財政についてもそうですけど、どこを削るのか、また歳入がどれだけ増えるのかという確認も現状できていないです。歳入が増えれば一番いいですけど、歳入が増えなかったら何かしらを削らなければなりません。必ず誰かに不利益が発生します。その不利益の額もいまだに分かりません。そのことについては深い研究が必ず必要になります。

また、町長がどういった政策をしたいといっても、これは駄目だということもあり得るかもしれませんし、また道路を直したい、これも駄目だということもあり得るかもしれません。

また、基金の積立てが一番減る可能性があるかなと私は個人的に思っていて、公共施設の総合管理基金、こういったものが多分今一番必要な基金だと思いますけど、これが削られるようなことがもしあれば、将来、10年後、15年後、公共施設をどうにかしたいといったときに必ず将来の世代が困ることになります。また、一番困りそうな地域、私の地域かなということを勝手ながら思っていて、現状でそこで不利益が生じる可能性があるのであれば、今のところ賛成はできかねる、そんな状態です。

ちょっと心苦しい反対ではありますが、以上で討論を終わります。

議長（大沢まり子さん）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

12番　谷口鈴男さん。

１２番（谷口鈴男さん）

先ほど反対討論の中で出ました財源措置の問題については、これは非常に大きな問題でありますけれども、実はこの財源については、まだこれからどういう形で支援体制を組んでいくのかということについてはまだ十分な協議ができておりません。したがって、どのくらいの負荷になってくるかということも分かっておりません。ですから、今の段階でその財源を盾にして、その民意を遮断するということは、これはいかがなものかというふうに考えます。

今後、議会も含めて、この名鉄の問題の対策の中で、どういう形で公共交通の一環としての重要な鉄路をどういう形で残せるのか、また残すのか、そして財源的にどうなのかということをさらに検証していく必要があります。

まだその過渡期でありますので、今の段階ではやはり存続を前提として、その方式なり財源措置なりは今後の一つの重要な課題として、緊急的な課題として捉えていけばいいものであって、現段階での、7,000名、8,000名の署名が寄せられた民意、そして従来アンケートをとってきております地元の存続については、７割から８割が将来志向の中でどうしても残していただきたいというのが本音であります。ですから、その辺のところを議会としてはきちっと吸い上げて、その総意を我々は議会として示していく必要があるというふうに思いますので、この請願につきましては賛成をいたします。以上です。

議長（大沢まり子さん）

原案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

特にございませんか。

それでは、これで討論を終わります。

これより請願第１号　名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の存続を求める請願書について採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択すべきものです。

この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、請願第１号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は11時５分といたします。

午前10時55分　休憩

午前11時05分　再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第５、議案の審議及び採決を行います。

議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第16号　御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号　御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第17号　御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号　御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第18号　御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号　御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第19号　御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号　御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び御嵩町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第20号　御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号　御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第21号　御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号　御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ

いて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第22号　御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号　御嵩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第23号　財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号　財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第24号　債権の放棄についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号　債権の放棄について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第25号　指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号　指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第26号　御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号　御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第27号　御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号　御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号　令和６年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号　御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第31号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号　工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

発議第２号　御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２号　御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第６、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長　渡部幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

令和７年御嵩町議会第１回定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げたいと思います。

長期間にわたりまして、熱心に御議論、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。追加議案も含めまして提出させていただきました議案につきましては、全て議了していただきました。お礼申し上げます。

今回の新年度予算は、町民の皆様の安全・安心な暮らしの実現をはじめ、町の魅力発信の強化による関係人口の創出、地域の魅力向上などに重点を置いております。その他にも、御嵩町政70周年記念事業や子育て支援、福祉の充実など、より実効性のある施策として実現に向けて今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

予算執行において、町民の皆様の期待に応えられるよう、職員一同、責任感を持って励んでまいります。引き続き、議員の皆様におかれましても、温かい御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、名鉄広見線について、本日議会として請願の採択がなされました。議会の意思が示された大変重いものというふうに受け止めております。今後、関係各所と協議の上、適切な対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

年度の変わり目を迎えますが、新年度に向け議員各位の一層の御活躍、御健勝を祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子さん）

これをもちまして、令和７年御嵩町議会第１回定例会を閉会いたします。御苦労様でした。

午前11時23分　閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　会　議　長　　大　　沢　　ま り 子

署　名　議　員　　清　　水　　亮　　太

署　名　議　員　　奥　　村　　　　悟